

第3回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月11日（金） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（12人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
	8番	梶谷重幸
最適化推進委員	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 10番 濱田孝

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第9号 令和4年春季農作業労賃標準額（案）について

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 非農地証明申請について

議案第13号 農用地利用集積計画（案）について

議案第14号 農用地利用配分計画（案）について

報告第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について
報告第 11 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
報告第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和 4 年第 3 回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は 1 名欠席ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、2 番足立恵子委員、3 番阿部委員にお願いします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第 9 号「令和 4 年春季農作業労賃標準額
（案）について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 9 号「令和 4 年春季農作業労賃標準額（案）について」説明をさせてい
ただきます。議案の 1 ページから、2 ページです。
先月の総会後に農政専門部会で審議いたしまして、案を作成しました。前年か
らの変更点は秋に変更しました一般労賃単価 830 円を反映いたしました。以
上です。

議 長 今、事務局が説明しました。農政専門部会でこの件について、審議しています
専門部会長さん、説明をお願いします。

古徳委員 先ほど説明がありましたが、昨年の秋、一般労賃を上げたという事で、秋に決
定しました最低労賃 830 円、耕うん、機械田植えにつきましては、変更なし
という事でした。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と、専門部会長の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませ
んか。ないようですので採決をとります。議案第 9 号に賛成の方は挙手をお願い
します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第 9 号「令和 4 年春季農作業労賃標準額（案）につい

て」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第10号の説明をお願いします。

事務局 議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明させていただきます。議案の3ページから4ページです。

(番号1)

譲渡人が松江市八束町のAさんで、譲受人が渡町のBさんです。

申請地を売買により所有権移転し、将来、作業場を建設したいという申請内容です。土地の所在は、渡町、畑、372㎡で農用地区域内にあります。地図は4ページです。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も現状の通り農作業場として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。

第5号の下限面積要件についてですが、他自作地面積が、19,330㎡で、合計農地面積が、19,702㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。

第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、耕作を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。

現地調査は、濱田委員、足立恵一委員、角委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角委員 問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

築谷委員 ここは以前にも申請がありましたか？

事務局 Bさんは、周辺の農地を借りたり、取得しておられます。今回は農地の拡大と言う形で購入されて、将来的にはここを一体として作業場としても使っていきたいという事で取得を希望されています。

議長 他にありませんか。ないようですので採決をとります。議案第10号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第10号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第11号の説明をお願いします。

事務局 議案第11号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の5～8ページです。

(番号1)

譲渡人は、境港市竹内町のCさんで、譲受人は境港市中野町のDさんです。

土地の所在は、6ページにあります竹内町、田、333㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、資材置き場にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、余子駅から200メートル以内の区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されています。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されています。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、既に外周に境界ブロックを設置してあることから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

現地調査は、角委員、足立恵一委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

足立委員 場所は、余子駅の南側の道を東側に入った所です。田を盛土して、いつでも使えるようにしてあります。資材置き場と言う事ですので周りの環境から考えても、全く問題はないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。番号１に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号１は、原案のとおり承認されました。続きまして番号２の説明をお願いします。

事 務 局 (番号２)

譲渡人は、財ノ木町のＥさんで、譲受人は福定町のＦさんです。

土地の所在は、７ページにあります財ノ木町、畑、１８８㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅敷地にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしているしている区域であり、第３種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周に境界ブロックを設置することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、角委員、足立恵一委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 場所は、以前に農業委員会で許可が下りている隣の土地になります。問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。番号２に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号２は、原案のとおり承認されました。続きまして番号３の説明をお願いします。

事務局 （番号３）

譲渡人は、境港市三軒屋町のＧさんで、譲受人は境港市外江町のＨさんです。
土地の所在は、８ページにあります三軒屋町、田、４３０㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅敷地にしたいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第３種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、外周に境界ブロックを設置することから、流水等による被害発生のおそれはないと考えられます。

現地調査は、角委員、足立恵一委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角委員 周辺は住宅地で、問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。番号３に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、番号３は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第１２号「非農地証明申請について」の説明をお願いします。

事務局 議案第１２号「非農地証明申請について」を説明させていただきます。議案９～１０ページです。

申請人は芝町のＩさんです。土地の所在は、芝町、畑、１５２㎡、芝町、田、１１７㎡で調整区域内にあります。地図は１０ページです。

申請地は以前より、事業敷地として利用されており、農地としての再生は困難とのことです。

現地調査は、角委員、足立恵一委員、浜田委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

角 委 員 現在、建物の建っている所は転用されていて、今回は東側に位置する土地、周りの状況は何年も前から耕作もされていないので再生は難しいと言う事で非農地証明を出されています。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。議案第 12 号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第 12 号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第 13 号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第 14 号「農用地利用配分計画（案）について」関連がありますので一括して説明をお願いします。議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第 13 号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案 11 ページから 13 ページです。

12 ページが総括表です。賃借権設定が畑 22 筆、47, 169㎡です。鳥取県保有地の更新。使用貸借権設定は畑 12 筆、8, 173㎡で、1 年間使用貸借で貸し出す内容となっています。

13 ページが利用権設定の各筆明細です。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

つづきまして、議案第 14 号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の 14 ページから 16 ページです。

これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。

今回は、利用集積計画に記載されている内容の鳥取県分を除く全件を耕作者へ

配分する計画案になっております。

なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。
ないようですので、それでは採決いたします。議案第１３号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第１３号は、原案のとおり承認されました。
続きまして、議案第１４号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第１４号は、原案のとおり承認されました。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第１０号 農地法第１８条第６項の規定による届出について

報告第１１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について

報告第１２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○常設審議委員会（会長） 令和４年３月２２日（火）

○鳥取県農業会議臨時総会（会長・事務局長） 令和４年３月２２日（火）

○第４回境港市農業委員会総会（第１会議室）

◆午後１時３０分～ 令和４年４月１１日（月）

・農業委員会情報 市報３月号「農地の転用について」

市報４月号「令和４年春季農作業労賃標準額」

「畑の飛砂防止について」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和４年第３回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和4年3月11日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
